

はじめに

文京区では、経営に関する課題や販路拡大等に取り組む企業の皆様を支援し、産業の振興を図るために様々な事業を実施しています。

本サポートブックは、文京区を中心に国、都、その他支援機関の中小企業支援施策を紹介しています。

本書を皆様の事業発展にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025年4月 文京区 区民部 経済課

本サポートブックの使用にあたって

○補助事業には各種要件があります。

○申請にあたりましては、事前に電話などで担当部署までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○掲載内容は作成時のものですので、時期によっては事業内容が変更されたり終了しているものもあります。最新の状況につきましては、区ホームページをご覧ください。か、直接担当部署までお問い合わせください。

中小企業者の定義について

中小企業基本法では、中小企業者の範囲を次のように定義しています。

●中小企業者の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義	
製造業その他	資本金3億円以下	または 従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下	または 従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下	または 従業員数 50人以下
サービス業	資本金5千万円以下	または 従業員数100人以下

●小規模企業者の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※商業とは、卸売業・小売業（飲食店含む）を指します。

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

中小企業者の定義に関するお問い合わせ先

中小企業庁 ☎ 03-3501-1511（代表）